

平成30年2月

**農耕作業用自動車（農耕作業用の小型・大型特殊自動車）  
の交通死亡事故発生状況と主な事例等**

警察庁交通局交通企画課

**農耕作業用自動車(農耕作業用の小型・大型特殊自動車)の関係する交通死亡事故発生状況**  
 [上記車両に乗車中(運転中または同乗中)の交通死亡事故を分析したもの]

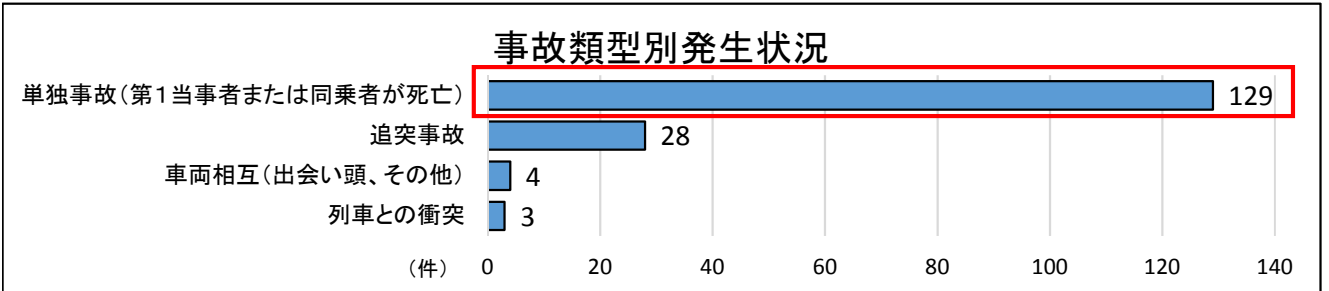
**1 交通死亡事故発生状況(H25 - H29)**

(1) 過去5年間の交通死亡事故発生件数

	H25	H26	H27	H28	H29	合計	年平均
交通死亡事故発生件数(件)	35	30	30	37	32	164	32.8

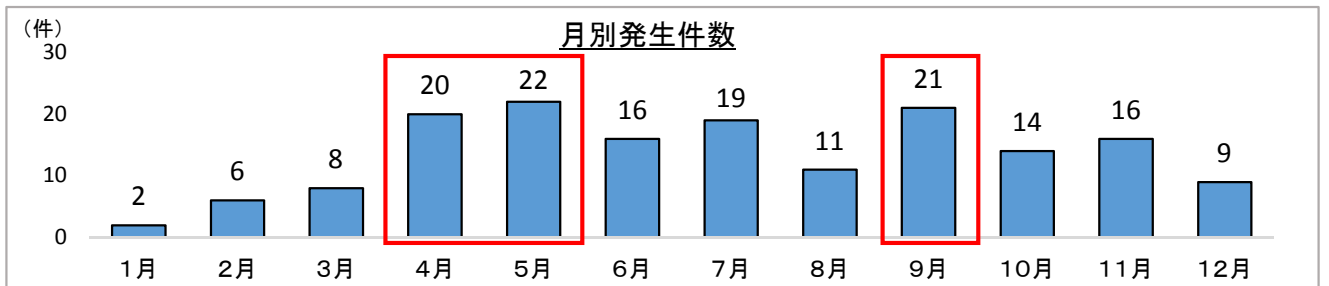
※ 全国では、年平均で約33件発生している。

(2) 交通事故の種類



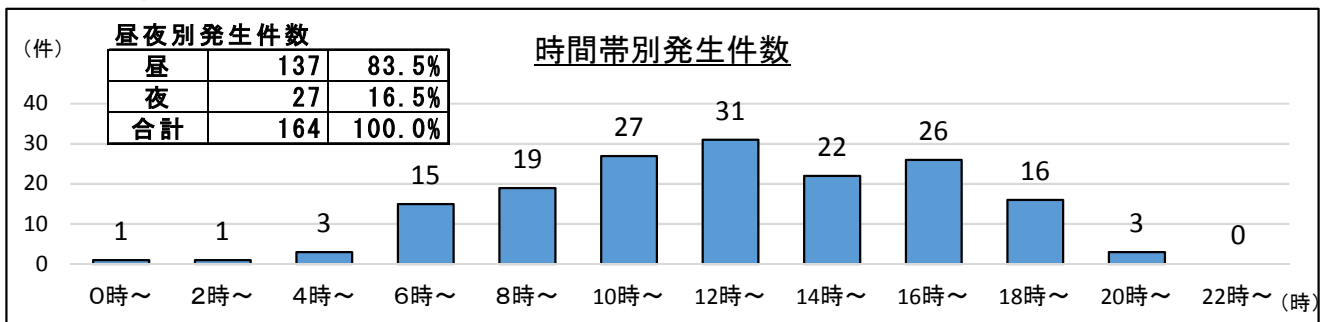
※ 事故類型では、単独事故が圧倒的に多い。

(3) 月別の発生状況



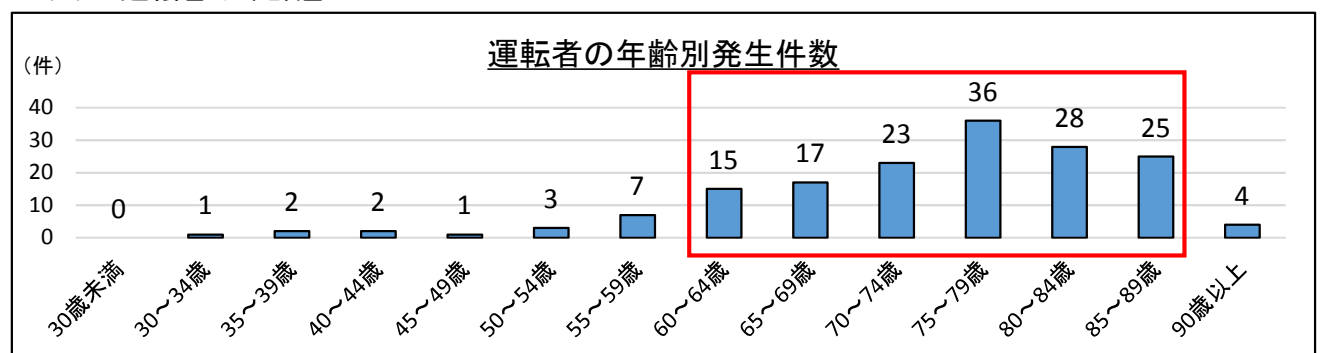
※ 月別では、4月、5月、9月に比較的多く発生している。

(4) 時間帯別



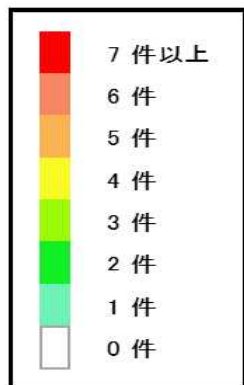
※ 昼間帯に多く発生している。

(5) 運転者の年齢層

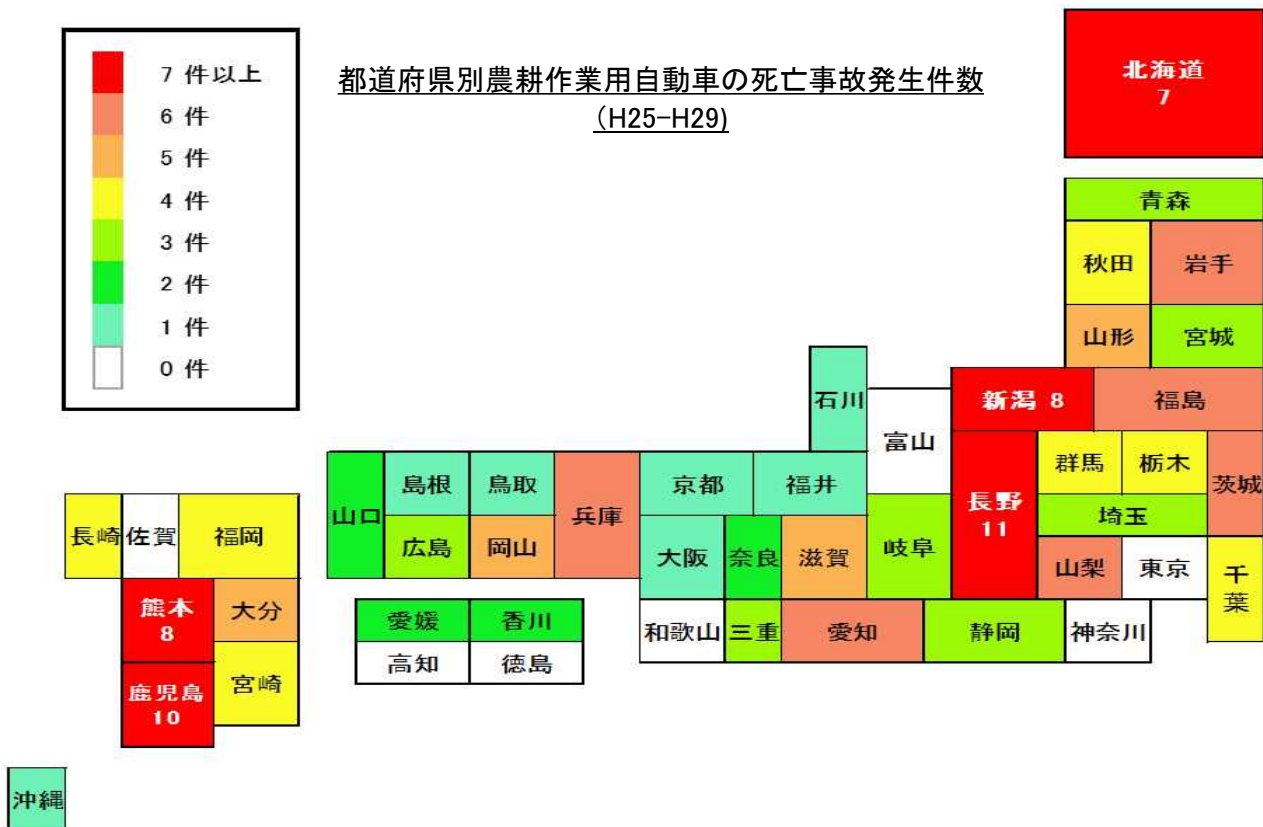


※ 運転者の年齢層を見ると、60歳以上90歳未満の高齢な年齢層が多い。

## 2 都道府県別発生状況 (H25-H29)

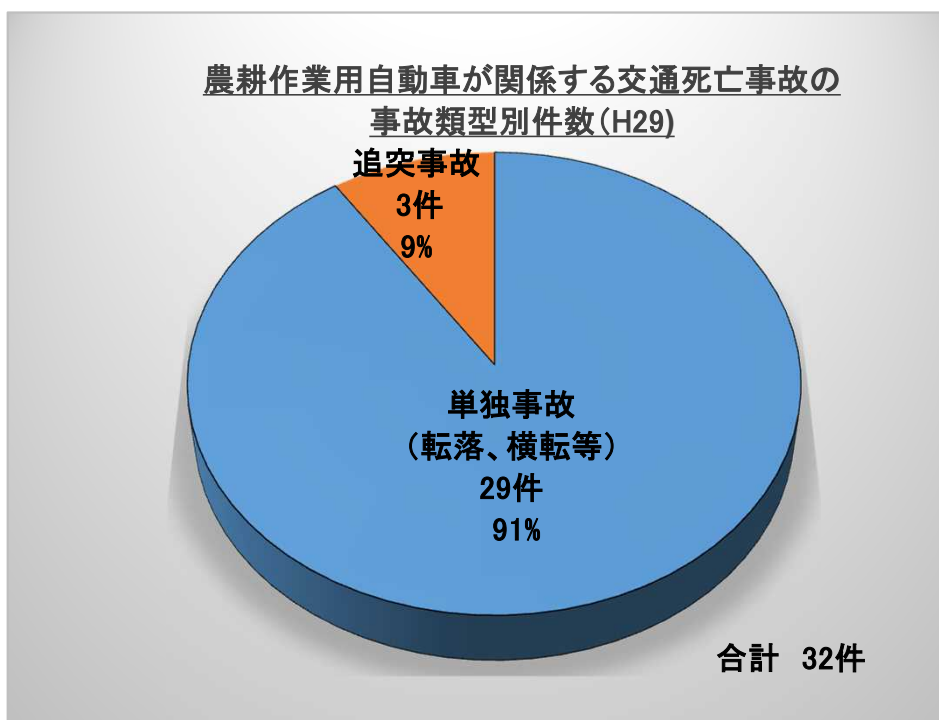


都道府県別農耕作業用自動車の死亡事故発生件数 (H25-H29)



※ 都道府県別では、長野県(11件)、鹿児島県(10件)、熊本県、新潟県(8件)、北海道(7件)等で多く発生している。

## 3 交通死亡事故の事故類型 (H29)

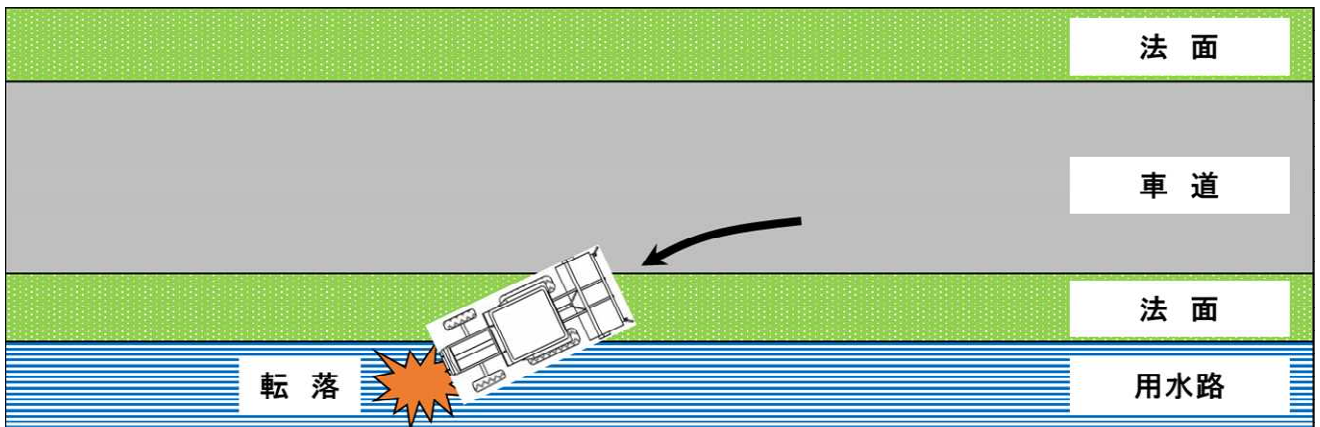


※ 交通死亡事故の事故類型を見ると、約9割が単独事故(転落、横転等)となっている。

## 4 主な交通死亡事故の事例

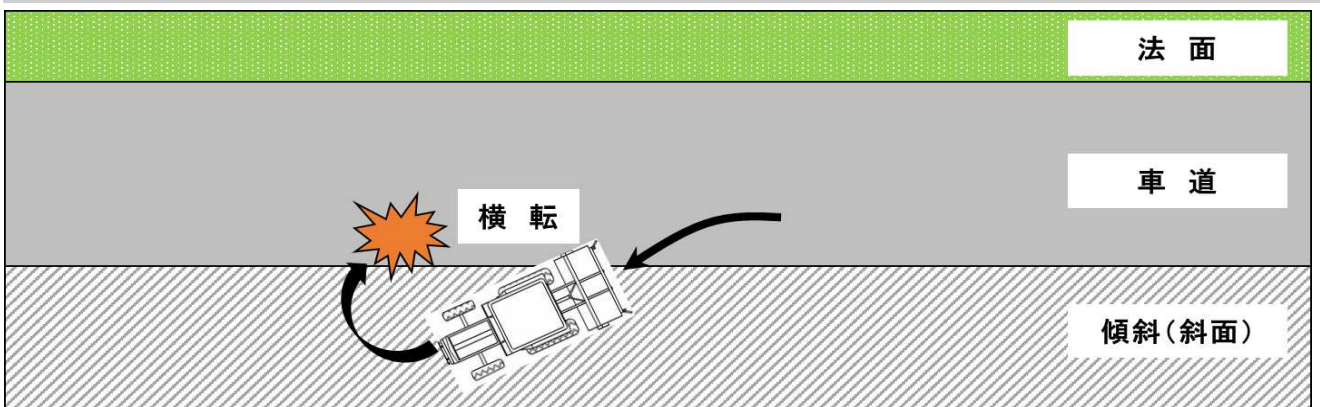
### ◇ 事例1 用水路に転落(単独事故)

トラクターで道路を進行中、何らかの原因により道路外へ逸脱し、用水路に転落した際に、同車の下敷きになり死亡



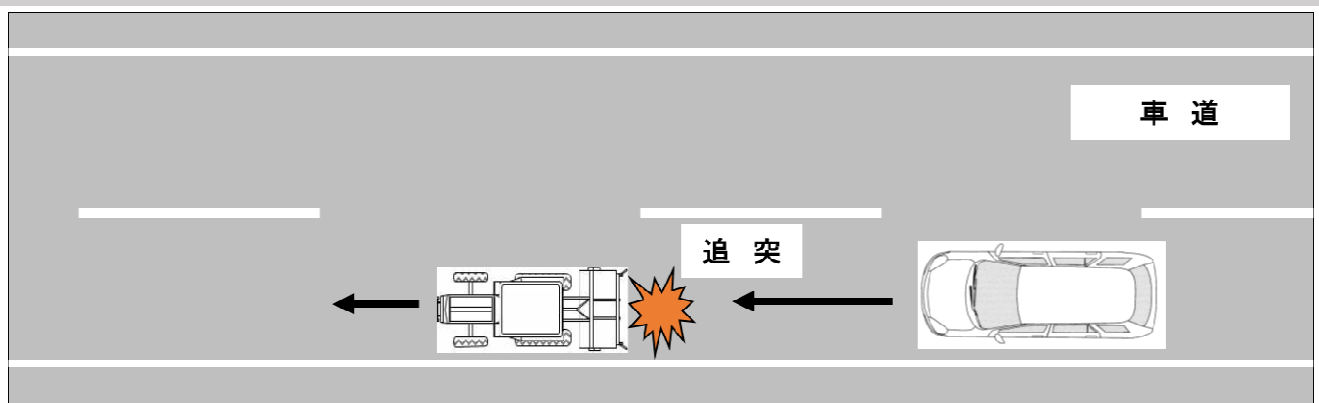
### ◇ 事例2 傾斜地で横転(単独事故)

トラクターで道路を進行中、何らかの原因により道路外へ逸脱し、法面(傾斜地)に乗り上げ、横転したトラクターの下敷きになり死亡



### ◇ 事例3 道路走行中における追突事故

トラクターで道路を進行中、同車の後方から同一方向に進行してきた車両に追突され、車外に放り出されて死亡



## 5 安全対策

### ◇ 農業作業者に対するシートベルト着用・ブレーキ連結ロック等の徹底についての広報啓発

- ・農耕作業用自動車（農耕作業用の小型・大型特殊自動車）が関係する交通事故の実態を見ると、シートベルトを着用していなかったために、傾斜での横転時や車両による追突時に運転席から投げ出されたり、頭部を強打したりするケースが少なくないことから、農耕作業用自動車の乗車時は、必ずシートベルトを着用することについての広報啓発を実施する。また、頭部を強打する事故の防止策として、ヘルメットの着用が効果的であると考えられることから、できる限りヘルメットの着用に努めることについて広報啓発を実施する。
- ・農耕作業用自動車の交通事故では、左右独立ブレーキの連結装置のロックがされていない状態だったため、ブレーキを踏んだ時に急旋回してしまい、転落・転倒するケースがあることから、道路走行する場合は、必ずブレーキを連結するよう広報啓発を実施する。

### ◇ 安全装備（安全キャブ・フレーム等）の設置働きかけ

- ・農耕作業用自動車からの転落や転倒時に下敷きになる交通事故の防止には、車体に安全キャブ・フレーム等の安全装備が効果的であることから、安全キャブ・フレーム等の安全装備が整った農耕作業用自動車の使用の励行を推進する。

安全キャブ



安全フレーム



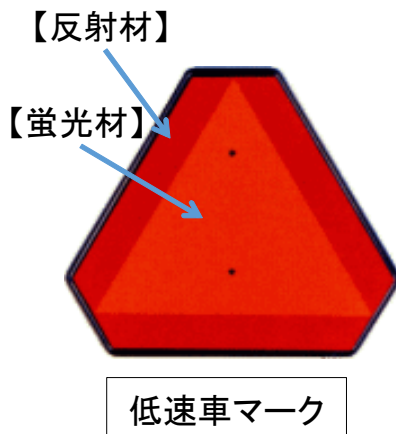
### ◇ シートベルトや安全装備（安全キャブ・フレーム等）がない農耕作業用自動車の使用時の交通安全指導の実施

- ・農耕作業用自動車の製造年式や種類によっては、シートベルト自体や安全装備（安全キャブ・フレーム等）が設置されていない場合もあることから、こういった車両の使用時においては、特に、速度を控えて走行したり、路肩に寄りすぎないように注意するなど、より一層の安全運転に努めるよう交通安全指導を実施する。

- ◇ 農耕作業用自動車の車体（特に後部）への反射材（低速車マーク等）等の貼付けの働き掛け
- ・農耕作業用自動車<sup>（注）</sup>が他の車両に追突される事故は、夜間に多く発生しており、中でも暗くなり始める夕方から夜間となる時間帯（18:00～20:00）が多い。その要因の一つとして、周囲が暗くなることで農耕作業用自動車の存在が見えにくくなることが挙げられる。そのため、農耕作業用自動車のメーカーを始め、関係業界及び使用者に対し、車体に反射材（低速車マーク等）等の貼付けを働き掛ける。

（低速車マーク）

装着図



- ◇ 農耕作業用自動車の販売時における購入者等への交通安全アドバイスの実施
- ・農耕作業用自動車の販売業者（メーカー、卸業者、小売り店を含む）が販売する際に、購入者に対して、交通死亡事故等の実態を説明するとともに、次の事項について交通安全指導（アドバイス）を実施するよう指導する。
    - ⇒ 運転時には必ずシートベルトを着用するとともにヘルメットについてもできる限り着用を努める
    - ⇒ 農作業前後の道路走行前に、必ずブレーキを連結する
    - ⇒ 路面状況に合わせた速度で走行する
    - ⇒ 傾斜のある場所やカーブでは必ず減速する
    - ⇒ 夕暮れ時は早めにライトを点灯する
    - ⇒ 夜間の交通事故防止のため、車体の側面や後部には、反射材（低速車マーク等）等を貼付する